

## 令和4年救命救急センターの評価について

## 1 概要

区 分	内 容				
評価方法	<p>各救命救急センターからの診療体制や患者受入実績等に関する報告に基づき、「評価項目」と「是正を要する項目」に区分して点数化し、各施設の充実段階をS、A、B、Cに区分。</p> <p><b>【評価区分】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>S評価：秀でている</td> <td>B評価：一定の水準に達している</td> </tr> <tr> <td>A評価：適切に行われている</td> <td>C評価：一定の水準に達していない</td> </tr> </table>	S評価：秀でている	B評価：一定の水準に達している	A評価：適切に行われている	C評価：一定の水準に達していない
S評価：秀でている	B評価：一定の水準に達している				
A評価：適切に行われている	C評価：一定の水準に達していない				
評価対象期間	令和4年1月1日～令和4年12月31日				
主な評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>重篤患者の診療機能 (専従医師数、救急科専門医数、関係診療科の体制、救急患者受入件数等)</li> <li>地域の救急搬送・救急医療体制への支援機能 (県MC協議会への関与、消防機関のウツタイン様式調査への協力等)</li> <li>救急医療の教育機能 (救急救命士、臨床研修医の受入状況)</li> <li>災害時対応機能 (BCPの策定、BCPに基づいた訓練及び研修)</li> </ul>				
評価結果の活用	救命救急センター運営事業費補助金や診療報酬に反映				

## 2 評価結果

区 分	内 容																																																
静岡県 (11施設)	<p>■ 県内1施設がS評価、10施設がA評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>評価</th> <th>評価項目点数</th> <th>要是正項目数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>順天堂大学医学部附属静岡病院</td> <td>A</td> <td>88</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>沼津市立病院</td> <td>A</td> <td>67</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>静岡済生会総合病院</td> <td>A</td> <td>70</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>A</td> <td>72</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>A</td> <td>90</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>A</td> <td>78</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>A</td> <td>79</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中東遠総合医療センター</td> <td>A</td> <td>86</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>浜松医療センター</td> <td>A</td> <td>81</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>聖隷三方原病院</td> <td>A</td> <td>85</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>聖隷浜松病院</td> <td>S</td> <td>94</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	評価	評価項目点数	要是正項目数	順天堂大学医学部附属静岡病院	A	88	0	沼津市立病院	A	67	1	静岡済生会総合病院	A	70	1	静岡赤十字病院	A	72	0	静岡県立総合病院	A	90	0	藤枝市立総合病院	A	78	1	磐田市立総合病院	A	79	1	中東遠総合医療センター	A	86	0	浜松医療センター	A	81	0	聖隷三方原病院	A	85	0	聖隷浜松病院	S	94	0
病院名	評価	評価項目点数	要是正項目数																																														
順天堂大学医学部附属静岡病院	A	88	0																																														
沼津市立病院	A	67	1																																														
静岡済生会総合病院	A	70	1																																														
静岡赤十字病院	A	72	0																																														
静岡県立総合病院	A	90	0																																														
藤枝市立総合病院	A	78	1																																														
磐田市立総合病院	A	79	1																																														
中東遠総合医療センター	A	86	0																																														
浜松医療センター	A	81	0																																														
聖隷三方原病院	A	85	0																																														
聖隷浜松病院	S	94	0																																														

## 医師の働き方改革

(健康福祉部医療局地域医療課)

### 1 概要

- ・良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が開始され、勤務医の時間外労働は原則として年960時間が上限となる。
- ・医療機関が年960時間を超えて医師に時間外勤務を行わせる場合には、知事による特定労務管理対象機関の指定を受ける必要がある。
- ・県の支援策を活用して宿日直許可取得等、適切な医療機関の運営をお願いしたい。

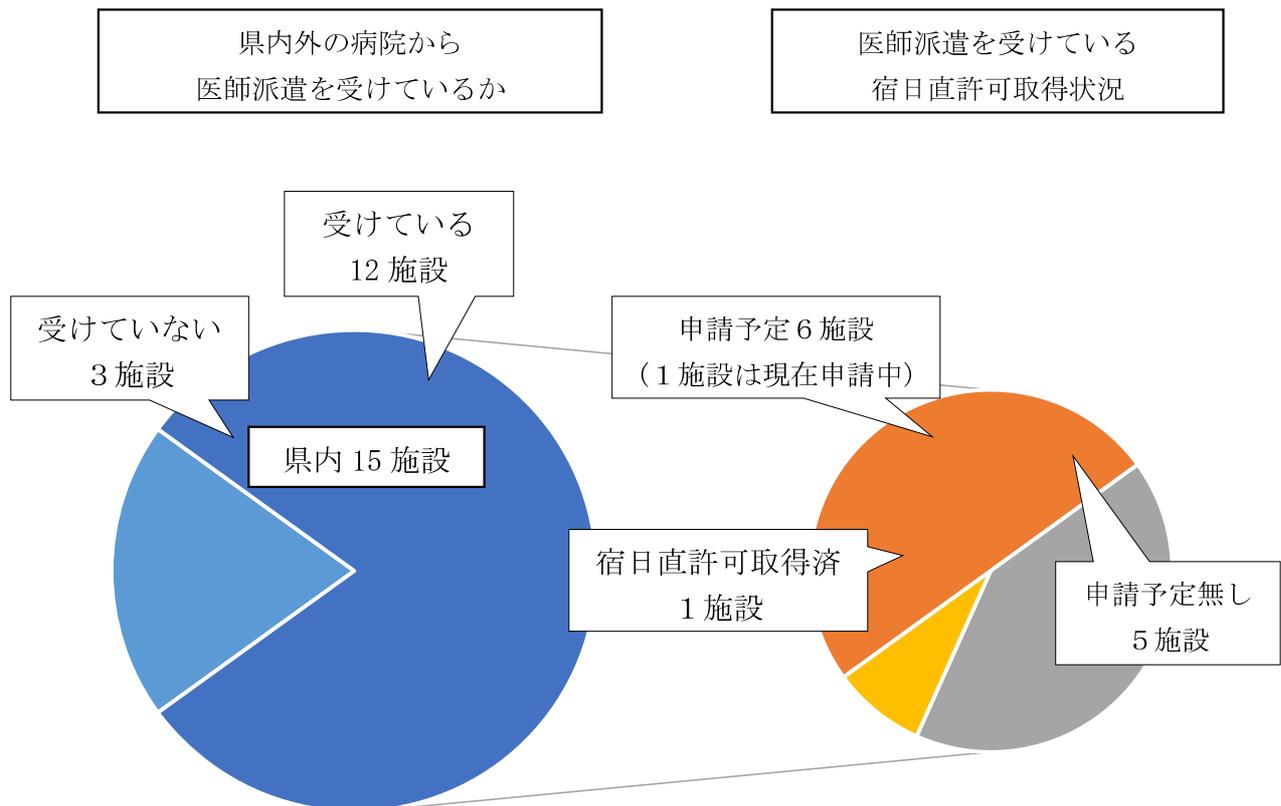
### 2 勤務医の時間外勤務上限の概要（令和6年4月1日～）

区分		時間外労働の上限(労基法)	
		年	単月
原則	A水準	960時間以下	
特例 地域医療確保 暫定特例水準	B水準 地域医療確保の観点から、やむを得ずA水準を超過（救急医療機関など）	1,860時間 以下	100時間未満 ※例外あり 100時間以上 となる場合 は医療法に 基づく面接 指導が必要
	連携B水準 医師派遣を通じ地域医療提供体制を確保（大学病院など）		
特例 集中的技能 向上水準	C-1水準 臨床・専門研修を実施	1,860時間 以下	
	C-2水準 高度な技能を有する医師を育成（厚生労働大臣の確認が必要）		

### 3 市町への影響

区分	想定される影響
休日・夜間 急患センター	・派遣元からの宿日直許可取得依頼 など
市町立病院	・費用増（労働時間把握、医療従事者増員等） など
第2次 救急医療体制	・輪番制参加医療機関の減少 （市町立病院の負担増、病院間調整の負担増） など

#### 4 休日・夜間急患センターにおける医師派遣に関する調査結果



#### 5 県の対応

##### (1) ふじのくに医療勤務環境改善支援センターによる支援（無料）

- ・宿日直許可の取得支援(社労士による相談対応、労基署への同行など)
- ・医師勤務時間短縮計画策定に関するアドバイス
- ・医療機関関係者を対象とした勤務環境改善のための研修会 等

##### (2) お問い合わせ先

静岡県健康福祉部地域医療課 (054-221-2407)

又は

ふじのくに医療勤務環境改善支援センター (054-252-6326 県病院協会内)

<https://www.fujinokuni-kinkai.jp>

こちらから →

